

フランス国立ギメ東洋美術館所蔵の日本近世史料

高 埜 利 彦

はじめに

エミール・ギメ (Emile Guimet) がフランスのリヨンに生まれたのは、日本でいう天保七年、一八三六年のことであった。人造染料で群青を発明し大きな資産をなした父の染料工場の経営を継いだギメが、スペインとエジプトへの旅行を経験したあと、まだ見ぬ中国・インドそして日本への旅行を企てることになったのは、日本も近代化の道を進み始めた明治九(一八七六)年であった。彼の東洋旅行の目的は、宗教事情の調査にあった。同年八月二六日に、アメリカ経由で横浜に着いたギメと同行の画家フェリックス・レガメー (Felix Regamey) は、東京・日光・鎌倉・富士山・伊勢・琵琶湖・京都・大阪・神戸などを旅して、その途中の神社仏閣も含めて、主に日本仏教の状況を見聞しようとしたのであった。例えば、京都では西本願寺で浄土真宗の僧侶

達と面談をもち、他に天台・真言・律宗や法華宗の僧侶達とも会合しているのである。しかし彼らの見聞したもの、収集したものは宗教関係に止まらず、各種の美術作品や和漢の文書にも及んでいる。もちろん、主目的の宗教資料は仏画（三〇〇点）・神仏像（六〇〇点）など多きを数えたが、その多さは折しも明治政府による神道国教化の政策が、廃仏棄釈の社会的雰囲気を形成し、ために仏教関係資料収集を易くさせていたためである。

ギメたちがフランスに帰国した翌年、一八七八年にパリで万国博覧会が開催されたが、彼は日本で収集した宗教資料や美術品を展示した。ギメは、このような一時的な展示に止まらず、博物館を建ててそこに恒常的な展示をする考えから、一八七九年にリヨンに博物館を開館したのであった。この博物館は、十年後の一八八九年にパリに移され、後にギメ美術館に発展していく。

現在のギメ東洋美術館は、フランス国立美術館の一つとなっており、創立者ギメの関心を引き継ぎ、アフガニスタンから日本に至る東洋美術に関する膨大な収集品を所蔵している。日本に関しては、前述の宗教関係の品々の他に、浮世絵は四千点のコレクションを持ち、同美術館内の図書館蔵書中には、チベット文書等とともに和漢の古文書千点以上や江戸時代の絵本類六〇〇点も見出せるのである。⁽¹⁾

所蔵する日本の古文書の中には『長崎聞見録』五巻五冊（広川獯著、寛政九年自序、長崎地誌の写本、版本ではない）や『大嘗会御記』一冊（「大嘗会御記以震筆写之」・「大嘗会供神膳秘説 建曆御記」・「大嘗会神膳次第 卯月和字」の三点の写し一冊）のような写本が存在するが、その他に、本稿で紹介する二点の近世史料のような原本もある。この二点が、ギメが来日した際に収集されたものか、その後の収集によるものかは不詳

である。

一、「吹よ勢双栴 十七」

最初に紹介する史料は、その一頁目に後筆で「吹よ勢双栴 十七」と記され、同館ではそのまま表題として採用登録（架番号 卍藏 51312）したものである。袋とじ、堅帳で、恐らく綴じ直されたことがあり、その際に錯簡が生じた模様である。また、数箇所に貼付けられていた何かを剝離したために生じた跡が見出される。同館学芸員の尾本圭子氏によれば、浮世絵が貼付けられていたのを、剝したものであるとのことである。「吹よ勢双栴」の後筆題は、浮世絵を何枚か貼付けて販売しようとした書肆が、仮に名付けた題であったのであろう。

では、「吹よ勢双栴」ならぬ、本史料の本来の内容と性格とはいかなるものであろうか。史料中に、嘉永五（一八五二）年四月付で年番が、「積一番から積四番までの四賸の分の年暦がたち、しかも虫喰等が強く、また不足している分もあるのです、見合わせたところ、しかとは区別が判りかねるので、このたび評議の上で、以上の冊子を一箱に入置くことにする」と記していることからすると、本史料は、寺社修復に関係する冊子を保存している部署の年番が、嘉永五年に、冊子の整理を行ない、現存する冊子に朱書で番号を付け、整理目録を作成したものであろう。ここに記された修復寺社が、いずれも幕府に由縁のある、しかも後述するように修復が幕府財政によって賄われた寺社であるところから、本史料の作成者は、幕府の勘定所・寺社奉行所・紅葉山文

庫のいずれかに属する者であろう。

嘉永五年の後にも、この史料を用いて現存する冊子の照合が行なわれた様子である。史料中、何箇所かに「戊年改ニ無之」の懸紙が付されているが、戊年とは、恐らく嘉永五年以後の最初で江戸時代最後の戊年でもある文久二（一八六二）年と考えられ、その年の整理照合の際に見当らないものには「戊年改ニ無之」との懸紙が付けられたものであろう。やがて、幕府倒壊とともにこの目録は市中に流れ、一部が綴じ直されて、恐らく浮世絵などが貼付けられ、売りに出されたところを、浮世絵を目的として購入されてギメ美術博物館に所蔵されることになったのであろう。

さて、幕府に所蔵された寺社修復関係冊子の整理目録と考えられる本史料は、少なくとも次の二点を考察する素材として意味がありそうである。一つは、寺社修復・普請に際して、実に多くの職種の職人が協業をしており、そのいちいちに帳簿が存在し、幕府がこれを管理していた点である。他の一つは、幕府が修復費用を賄った寺社がどこであったかについて考える材料となろう。

後者について些かの閑説を加えておこう。幕府は、幕初に引きつづいて、延宝八（一六八〇）～宝永六（一七〇九）年の將軍綱吉在職時代にも、大野瑞男氏の整理によれば一〇六件もの寺社修復を行なっていることがわかる。⁽²⁾ その中には諸大名による手代普請も含まれるもの⁽³⁾、この多大な寺社修復支出もかたて加えて、幕府財政悪化に手を借し、やがて享保期には、財政儉約断行の中で、寺社修復は限定されていった。幕府勘定史料の残る享保十五（一七三〇）年では「一、金千兩 寺社修復料⁽⁴⁾」の財源に止め、かわって享保七（一七二二）年には、寺社造営・修復のための勸化（勸進）が制度化され、直接の幕府財源に代わって寺社独自の修復費用募

金を制度的に支持する方式に切り換えられていった。この勸化制度は、その後、二回の中止期間後、寛保期・明和期に細かな制度規定がなされ、多数の寺社からの勸化要請が幕府に願われることになった。⁽⁵⁾この間、多数の許可申請の評議に忙殺された幕府は、勸化許可対象寺院の格式・由縁の序列を定め、極力、許可数の制限にとどめた。幕府が修復金を出すどころか、勸化制度を通して寺社の自力募金活動に助力を与えるのに、制限する方向にむかった中で、本史料のごとく、日光東照宮が近世後期にも依然として重要に取扱われたのは当然としても、その他に三河国の大樹寺・滝山東照宮・松応寺・鳳来寺が幕府の手で修復がなされた点には着目させられる。

元文三（一七三八）年二月十二日付の『大岡越前守忠相日記』⁽⁶⁾に、駿府の宝台院（徳川秀忠の生母を葬る）で法事が行なわれるのにあたり、修復を行なうか否かで評定所内部の意見がわかれた際、「（前略）新田大光院、三州大樹寺、三州高月院、三州信光明寺、三州松応寺、駿州宝台院右六ヶ所常へ御構無之、類焼杯之節者御吟味之上相応ニ御金可被下候間、兼而左様可被心得之旨御書付、享保四亥三月十四日戸田山城守殿寺社奉行江御渡候由（後略）」と、享保四（一七一九）年に老中の戸田山城守が寺社奉行に示した書付が先例になっている。つまり、享保四年の老中の書付で示された六ヶ所の寺院のうち、早くも一九年後の元文三年には、宝台院の修復を幕府財政で行なうか否か、幕府内部の意見は分かれていたのである。

その後、幕府が修復費用を賄う寺社がどこであり、その寺社がいかなる性格を持つのかを考えるためにも、本史料は一素材となる。

△史料一▽

（表紙）

（朱書）

「積壹番」

文政元寅年ヨリ同三辰年迄

日光

（後筆）御靈屋向其外共御修復御用

「吹よ勢双帛 十七」

大工仕様帳

出来形帳共

一 御入用小内訳帳

一 鍛治方御入用帳

一 御材木積帳

一 御翠簾仕様帳

一 御入用帳

一 工割帳

一 絵方検地帳

一 足代方検地帳

一 諸請取物突合仕訳帳

（朱書）巻 三冊

（ " ） 三 五冊

（ " ） 三 三冊

（ " ） 四 三冊

（ " ） 五 壹冊

（ " ） 六 貳冊

（ " ） 七 貳冊

（ " ） 八 壹冊

（ " ） 九 貳冊

- 一 諸職仕様帳
(朱書)「十三冊
- 一 張附方検地帳
(")「十一」壹冊
- 一 御入用目録帳
(")「十二」壹冊
- 一 墨根方御入用帳
壁方
彫物方
検地帳
(")「十三」壹冊
- 一 大工手間附帳
(")「十四」五冊
- 一 諸方御入用帳
(")「十五」壹冊
- 一 正遷座仕様帳
其外并御入用帳
(")「十六」壹冊
- 一 御用状文通留
(")「十七」壹冊
- 一 鋳方歩通り帳
(")「十八」三冊
- 一 日記帳
(")「十九」壹冊
- 一 建具方御入用帳
石方
小買物
検地帳
(")「二十」壹冊
- 一 人足方御入用帳
(")「二十一」壹冊
- 一 絵方御入用帳
(")「二十二」貳冊
- 一 鍛冶方検地帳
(")「二十三」壹冊

- 一 塗師方御入用内訳帳 (朱書)「二十四」 貳冊
- 一 鋳方御銅物御入用帳 (〃)「二十五」 三冊
- 一 箔押御入用帳 (〃)「二十六」 壹冊
- 一 鋳方検地帳 (〃)「二十七」 四冊
- 一 塗師方検地帳 (〃)「二十八」 四冊
- 一 箔方検地帳 (〃)「二十九」 壹冊

(この間、半帖分空白)

〔朱書〕
〔積貳番〕

文化八末年より同十一年迄

日光
御宮向其外御脇堂社共御修復御用

一大工手間附帳 (朱書)「卷」 壹冊

一 鋳方 仕様帳
御入用帳 (〃)「貳」 壹冊
検地帳
歩通帳

一 塗師方 仕様帳
検地帳 (〃)「三」 壹冊
内訳帳

- 一 屋根方 御入用帳 検地帳 (朱書) 四 卷冊
- 一 壁方 御入用帳 検地帳 灰積帳 (") 五 卷冊
- 一 張附方 検地帳 仕様帳 検地帳 (") 六 卷冊
- 一 石方 御入用帳 仕様帳 検地帳 高寄帳 石積り帳 (") 七 卷冊
- 一 絵方 御入用帳 検地帳 (") 八 六冊
- 一 箔方 仕様帳 御入用帳 検地帳 (") 九 五冊
- 一 御翠簾 仕様帳 御入用帳 内訳帳 (") 拾 卷冊
- 一 一足代方 御入用帳 検地帳 (") 拾壹 卷冊
- 一 御入用帳 (") 拾貳 卷冊
- 一 人足御入用帳 共 取木検地帳 (") 拾参 卷冊
- 一 御入用小内訳帳 (") 拾四 卷冊
- 一 諸方御入用高書帳 (") 拾五 卷冊
- 一 御材木積り帳 (") 拾六 卷冊

一 仕様帳

〔朱書〕「拾七」四冊

一 會所諸帳面

（〃）「拾八」壹冊

一 御繪檢地御入用帳共

（〃）「拾九」壹冊

一 諸方
檢地帳
御入用帳

（〃）「貳拾」壹冊

一 彫物檢地帳

（〃）「貳拾壹」壹冊

ノ三拾三冊

積三番

文化度

日光

御神忌御法會天徳寺清松寺内江御役物御取建一件

一 壹番式冊

一 五番壹冊

一 貳番式冊

六番三冊ノ九冊

一 三番壹冊

七番壹包

〔朱書〕
「積四番」

安永五申年ノ同七戌年迄

日光
御宮
御靈屋 本坊向其外諸堂社惣御修復御用
一御入用其外一件諸帳面

〔朱書〕
〔同〕

宝曆十二年

日光
御靈屋皇嘉御門其外共御修復御用

一御入用其外一件諸帳面

〔朱書〕
〔同〕

明和八卯年

日光
神橋掛直正迂座其外御用一件

一御入用其外一件諸帳面

一江戸掛り御用留右者

〔判離〕

衛門を嘉永六丑年五月引渡ニ相成候書加

〔朱書〕
〔同〕

天明八申年

日光

御 靈屋二天門

其外 御修

復御用一件

一御入用其外一件諸帳面

メ四廉 朱書 「卷箱」

右四廉之分年曆相立虫喰等強ク

不足之分茂有之候ニ付見合駢与別兼候間

此度評議之上卷箱江入置候事

嘉永五子年四月 年 番

朱書
「積五番」

寛政五丑年ノ同十年年迄

日光

御宮向

御靈屋向

御脇堂社仁王御門其外共

御修復御用

右一廉年曆相立前同断ニ付取調不

致卷箱之内江入置候事

嘉永五子年四月 年 番

〔朱書〕
「積六番」

文政六末年より同七申年迄

日光

御参詣先御取繕御修復并

神橋掛直其外共一件

一 仕様帳

一 塗師方検地帳

一 御材木積帳

一 出来形仕様帳

一 塗師方御入用内訳帳

一 〔張附方
人足方〕 検地帳

一 諸方検地帳

〔神橋掛直

〕 御材木 一件

一 〔建具方
鍛冶方〕 検地帳

一 神橋掛直 一件

一 鍛冶方御入用帳

〔朱書〕「巻番」 六冊

（ ）「一」 三冊

（ ）「二」 三冊

（ ）「三」 三冊

（ ）「四」 三冊

（ ）「五」 三冊

（ ）「六」 三冊

（ ）「七」 三冊

（ ）「八」 三冊

（ ）「九」 三冊

（ ）「十」 三冊

（ ）「十一」 三冊

- 一 漆箔御取繕并検地帳
江戸掛小買物御入用帳
（朱書）拾貳番「壹冊
- 一 御入用内訳帳
（"）「拾三番」壹冊
- 一 諸職 御入用帳
検地帳
（"）「拾四番」壹冊
- 一 御道筋御取建物仕様帳
（"）「拾五番」壹冊
- 一 文通留
（"）「拾六番」壹冊
- 一 手限文通留
（"）「拾七番」壹冊
- 一 張附方検地帳御入用帳
同紙類御入用帳
人足方御入用帳
（"）「拾八番」壹冊
- 一 願下御書附留
（"）「拾九番」三冊
- 一 文通留
（"）「二十番」壹冊
- 一 足代方御入用帳
石方御入用帳
（"）「二十一番」壹冊
- 一 文通留
（"）「二十二番」壹冊
- 一 御用留
（"）「二十三番」六冊
- 一 評議留
日記
（"）「二十四番」三冊

- 足代方検地帳
 - 一 竹木積り帳
 - 一 塗師方 仕様帳
 - 一 彫物方工割帳
 - 一 鋸方御入用帳
 - 一 壁根方 御入用帳
 - 一 御翠簾 御入用帳
 - 一 其外共
 - 一 神橋掛直并
 - 一 深砂王一件
 - 一 御入用調帳
 - 一 同 高書帳
 - 一 諸御入用内訳帳
 - 一 大工手間附帳
 - 一 鋸方 御銅物仕様帳
御入用高書帳
検地帳
 - 一 金銀米往返帳
 - 一 屋根方検地帳
-
- （朱書）「式拾五番」壹冊
 - （ 〃 ）「式拾六番」壹冊
 - （ 〃 ）「式拾七番」壹冊
 - （ 〃 ）「式拾八番」壹冊
 - （ 〃 ）「式拾九番」壹冊
 - （ 〃 ）「三拾番」三冊
 - （ 〃 ）「三拾壹番」壹冊
 - （ 〃 ）「三拾貳番」貳冊
 - （ 〃 ）「三拾三番」壹冊
 - （ 〃 ）「三拾四番」壹冊

諸御入用帳并
一山挽物
石類 直段帳

一増減高書帳

一船橋目論見帳

一絵図面其外共



（この間半帖四行乃至五行分割離）

五ヶ所
一御入用并諸品共高寄帳

目論見一件
一御用留

御修復
一御用留

一評議留

一御入用割渡帳

一御入用手形引附遺替御入用割渡帳

一見分目論見
御扶持手形引附

（朱書）「三拾五番」 忝冊

（"）「三拾六番」 忝冊

（"）「三拾七番」 忝冊

（"）「三拾八番」 忝袋

（朱書）「百貳」
（黒印）④ 忝冊

（"）「百三」 忝冊

（"）「百四」 忝冊
（"）「百五」 忝冊

（"）「百六」 忝冊

（"）「百七」 忝冊
（"）④ 忝冊
〔懸紙〕
「戊年改ニ無之」

（"）「百八」 忝冊
（"）「百九」 忝冊

人足方御入用帳

一 同検地帳

小使湯小屋人足

御入用帳

〔朱書〕〔六拾卷〕 三冊

〔黒印〕④

一 小仕事大工手間附
御仮物御入用帳

〔 〕〔六拾貳〕 壹冊

④

一 建具方検地帳
同御入用帳

〔 〕〔六拾三〕 壹冊

④

〔懸紙〕
〔戊年改ニ無之〕

瀧山

一 屋根方御入用
同検地帳

〔 〕〔六拾四〕 壹冊

④

一 小買物御入用帳

〔 〕〔六拾五〕 壹冊

④

大樹寺

一 瓦方検地帳

〔 〕〔六拾六〕 壹冊

④

一 壁方検地帳
同御入用帳

〔 〕〔六拾七〕 壹冊

④

一 鍛冶方検地帳
同御入用帳

〔 〕〔六拾八〕 貳冊

④

瀧山

一 鋸方御入用積
同検地帳

〔 〕〔六拾九〕 壹冊

④

- 一 塗師方御入用内訳帳
同御入用積 (朱書)「七拾一」 巻冊
(黒印)⑤
- 一 張附師御入用帳
同検地帳 (〃)「七拾壹」 巻冊
(〃)⑤
- 一 絵方検地帳
同御入用積 (〃)「七拾貳」 巻冊
(〃)⑤
- 一 彫物大工工割
同御入用積 (〃)「七拾三」 巻冊
(〃)⑤
- 一 瓦方御入用帳
同積り方 (〃)「七拾四」 巻冊
(〃)⑤
- 一 大工手間附
彫物大工工割
人足方御入用
石方御入用帳 (〃)「七拾五」 巻冊
(〃)⑤
- 一 同検地帳
同御入用帳 (〃)「七拾六」 巻冊
(〃)⑤
- 大樹寺
一 足代方御入用帳
同検地帳 (〃)「七拾七」 巻冊
(〃)⑤
- 瀧山
桶方御入用積
同 御入用帳 (〃)「七拾八」 巻冊
(〃)⑤
- 同 検地帳
同 御材木積 (〃)「七拾九」 巻冊
(〃)⑤

一 大工手間附帳

(朱書)「七拾九」
(黒印)㊦ 壹冊

松應寺
一 右同断

(")「八拾」
(")㊦ 貳冊 「戊年改ニ貳冊之内壹冊不足」
(懸紙)

大樹寺
一 右同断

(")「八拾壹」
(")㊦ 貳冊

鳳来寺
御宮向御修復目論見
一 仕様帳

(")「八拾貳」
(")㊦ 壹冊 「(懸紙)
戊年改ニ無之」

右同断

一 薬師堂鎮守社
一 楼門鐘楼三重塔 仕様帳

(")「八拾三」
(")㊦ 壹冊 「(懸紙)
戊年改ニ無之」

一 右同断御上ケ之分仕様帳

(")「八拾四」
(")㊦ 壹冊

御宮并薬師堂鎮守社共
一 御翠簾仕様御入用并
出来形帳

(")「八拾五」
(")㊦ 壹冊 「(懸紙)
戊年改ニ無之」

一 御宮向并諸堂社
一 五ヶ所共出来形帳

(")「八拾六」
(")㊦ 壹冊

一 諸堂社仕様帳

(")「八拾七」
(")㊦ 壹冊

御宮御内廻御屋根共
一 仕様其外一件

(")「八拾八」
(")㊦ 壹冊

一 鎮守堂
一 鐘樓門
三 重塔
御材木積

(朱書)「八拾九」
(黒印)⑤
壹冊

御宮向
一 御材木積
一 石類御買上 帳

(")「九拾」
(")「九拾」
⑤
壹冊

御同所
一 諸方御入用帳

(")「九拾壹」
(")「九拾壹」
⑤
壹冊

諸堂社
一 右同断

(")「九拾貳」
(")「九拾貳」
⑤
壹冊

御仮殿御修復
一 諸方御入用帳

(")「九拾三」
(")「九拾三」
⑤
壹冊

一 鎮守堂
一 鐘樓門
三 重塔
塗師方檢地帳

(")「九拾四」
(")「九拾四」
⑤
壹冊

一 右同断諸方檢地帳

(")「九拾五」
(")「九拾五」
⑤
壹冊

御宮向御修復
一 塗師方檢地帳

(")「九拾六」
(")「九拾六」
⑤
壹冊

諸請取物手形引附帳
一 御手伝割仕様帳
見分積方諸御入用帳

(")「百拾」
(")「百拾」
⑤
壹冊

- 一 繪方御彩色
鏝方御銅物 仕本
(朱書)〔百拾壹〕
(黒印)〔〇〕 壹冊
- 一 繪図二面
(〃)〔百拾貳〕 壹袋
- 一 獸備御燈燵一件
(〃)〔百拾三〕 壹袋
(〃)〔〇〕 壹袋
- 一 金銀米上納往返帳
(〃)〔百拾四〕 壹袋
(〃)〔〇〕 壹冊
- 一 會所向諸入用帳
(〃)〔百拾五〕 壹冊
(〃)〔〇〕 壹冊
- 一 御仮殿御修復
御仮物 一件
常行堂仮繕
(〃)〔百拾六〕 壹冊
(〃)〔〇〕 壹冊
- 一 藥師堂
鎮守社
鐘樓門
三重塔
塗師方御入用帳
(〃)〔百拾七〕 壹冊
(〃)〔〇〕 壹冊
- 一 御宮向御上ケ之分仕様帳
(〃)〔百拾八〕 壹冊
(〃)〔〇〕 壹冊
- 一 御入用高書
御買上物高書
(〃)〔百拾九〕 壹冊
(〃)〔〇〕 壹冊
- 一 箔増減調
箔落坪高
御翠簾御入用内訳帳
(〃)〔百拾九〕 壹冊
(〃)〔〇〕 壹冊
- 一 不動堂
白山社
大乗坊
医王院
社 仕様帳
(〃)〔百貳拾〕 壹冊
(〃)〔〇〕 壹冊

一 諸方仕様帳

(朱書)「百貳拾壹」 壹冊
(黒印)④

一 塗師方仕様帳

() 「百貳拾貳」 壹冊
() 「百貳拾貳」 ④

一 諸方検地帳

() 「百貳拾三」 壹冊
() 「百貳拾三」 ④

一 屋根方 検地帳

() 「百貳拾四」 壹冊
() 「百貳拾四」 ④

一 建具方 検地帳

() 「百貳拾五」 壹冊
() 「百貳拾五」 ④

一 鋸代方 検地帳

() 「百貳拾六」 壹冊
() 「百貳拾六」 ④

一 諸方御入用帳

() 「百貳拾七」 貳冊
() 「百貳拾七」 ④

一 御入用小内訳帳

() 「百貳拾八」 貳冊
() 「百貳拾八」 ④
「(懸紙) 戊年改ニ無之」

一 塗師方内訳帳

() 「百貳拾九」 貳冊
() 「百貳拾九」 ④

一 塗師方検地帳

() 「百三十」 三冊
() 「百三十」 ④

減金坪調帳

一 羽屋根歩減差引帳

一 銅屋根凡御入用帳

一 銅下地御材木代

諸職釘鉄物

凡御入用帳

() 「百三十拾壹」 壹袋
() 「百三十拾壹」 ④

大樹寺瀧山松應寺鳳来寺

一 諸品請取物
一 諸突合帳

(朱書)「百三拾貳」
(黒印)④ 巻袋

江戸掛
一 御用留

()「百三拾三」
()④ 巻冊

文政三辰年

瀧山大樹寺

御宮御靈屋御修復御用

一 仕様帳
一 御入用内訳帳

()「百三拾四」
()④ 巻冊

文政三辰年 同五年迄

松應寺

御靈屋御修復御用

内訳帳
一 諸方御入用帳
御手伝割増高書帳

()「百三拾五」
()④ 巻冊

天保四巳年御用之分

小使湯小屋人足勤料
一 諸注文帳
鍛冶方歩通り帳

()「百三拾六」
()④ 巻冊

同年御用之分

瀧山大樹寺松應寺
御宮向御靈屋向其外共御修復
一御用留

(朱書)「百三拾七」
(黒印)㊦ 壹冊

瀧山大樹寺松應寺
御宮御靈屋并諸堂社向御別当所
方丈向其外共御修復
一御用留

(")「百三拾八」
(")㊦ 壹冊

一三ヶ寺御翠簾
仕様帳内訳帳共

(")「五拾三」
(")㊦ 壹冊

一御材木山挽物御買上
御入用帳并御入用
高書帳

(")「五拾四」
(")㊦ 壹冊

三ヶ寺
一願下り留

(")「五拾五」
(")㊦ 壹冊

瀧山松應寺

書上留
一評議留

(")「五拾六」
(")㊦ 貳冊

御用留

一金銀米往返帳

(")「五拾七」
(")㊦ 三冊「(懸紙)戌年改三冊之内貳冊不足」

右同断往返帳
一 御入用突合帳
同金割

(朱書)「五拾八」 壹冊 (懸紙)
(黒印)「〇」 〔戊年改ニ無之〕

一 御入用手形引附帳
同割渡帳

() 「〇」五拾九 貳冊
() 「〇」

一 取木方并運送
御入用帳

() 「〇」六拾 壹冊
() 「〇」

一 仕様書

() 「〇」貳拾八 三冊
() 「〇」

一 御材木積

() 「〇」貳拾九 三冊
() 「〇」

一 御入用内訳帳

() 「〇」三拾 貳冊 (懸紙)
〔戊年改貳冊之内壹冊不足〕

一 御宮御靈屋御内廻
御入用帳

() 「〇」三拾壹 壹冊
() 「〇」

一 同諸職仕様帳

() 「〇」三拾貳 壹冊
() 「〇」

一 同検地帳

() 「〇」三拾三 壹冊
() 「〇」

御靈屋御内廻り

一 諸職仕様帳并
検地帳共

() 「〇」四拾壹 壹冊
() 「〇」

松應寺
御霊屋御内廻り

一 御入用帳

（朱書）四拾貳
（黒印）⑤ 老冊

本堂上段之間

大方丈屋根模様替

一 仕様書并茅葺

屋根仕様

御材木積
諸職御入用帳

（ ）「四拾三」老冊
（ ）「⑤」老冊
（懸紙）「戊午改ニ無之」

二 「兵庫住民誓約状」

ギメ美術館の登録では「兵庫住民誓約状」（架番号 No. 3211—Fonds Japonais）の題目が付けられている史料二は、天保八（一八三七）年九月付の、兵庫津岡方西柳原町の人別改帳である。本史料の形状は、記載のある表面を屏風のように折り込んだ折本である。原本であり、人別ごとの印鑑は、それぞれ異なった墨印である。この史料二が、エミール・ギメの来日時に神戸にも赴いておりその際の収集史料であるか否かは、これまた不詳である。ただ、『神戸市史』に一切採録されていないところを見ると、大正年間同市史編纂以前にフランスに渡っていたことは十分に考えられる。

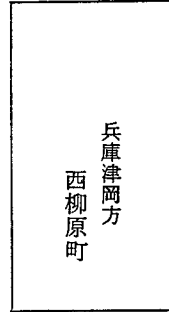
さて、兵庫津岡方西柳原町について簡単に触れておこう。摂津国八部郡兵庫津（現兵庫県神戸市）は、周辺村

落とともに、明和六（一七六九年）、それまでの尼崎藩領から、上知により幕領とされたもので、以後、大坂町奉行所の支配下となった。兵庫津は、その後元治元（一八六四）年十一月から一年間、兵庫奉行が置かれ、さらに、慶応三（一八六七）年七月からも兵庫奉行が再置された。従って、本史料の天保八年当時の兵庫津は大坂町奉行支配ということになる。大坂町奉行は、兵庫津のかつての尼崎藩陣屋のあとに勤番所（御番所）を構えて支配にあたった。もっとも大坂町奉行勤番所の支配は、兵庫津の専ら町方（地子方）の町政に限られたもので、土地支配には及ばず、土地は代官支配に属した。

兵庫津は、海に面した町方（地子方）と山側の地方に大別されたが、両者は大まかに、水路によって区分されていた。この町方は、さらに岡方二十七町一村と北浜十一町と南浜六町に三分されていた。北浜・南浜の海に接した町に比し山側に位置した岡方の中でも、本史料の西柳原町は最も山側に近く、山陽道に面した兵庫津町方の出口（西寄り）に位置していたことが「文久二年改兵庫津之図」から判る。また、町政については、岡方・北浜・南浜に各々一名ずつの名主がおかれ、その名主のもとに、各町に年寄と五人組頭が置かれて運営されてきた。⁽⁸⁾

△史料二▽

（表紙）



差上申證文之事

一切支丹宗門之事

一博奕諸勝負之事

一傾城町之外遊女之事

附若衆を抱置遊女同前ニ売候事

右之通従前々堅御法度之趣被仰付承知仕候、家持之儀者不及申借屋店か
り借地之もの并下人下女等迄毎月町中不残穿鑿仕宗旨手形取置不審成も
の無御座候、若以来御法度之宗門之者并怪鋪もの御座候ハ、早速可申上
候、乍存知隠置候由相知候ハ、何様ニも曲事可被仰付候、為後日仍而如
件、

他町持東柳原町ニ住居

印 印 印 印 五月 印 印 印 印 印 印 印 忠兵衛 印

地統ニ有之候同人抱屋鋪迄
一棟ニ願上御聞届被成下候

右同断

須磨屋

五月 印 印 印 印 印 印 忠兵衛 印
右同断

樽屋

印 印 印 印 印 印 印 印 印 印 又四郎 印

西代屋

印 印 印 印 印 印 印 印 印 林兵衛 印

小玉屋

印 印 印 印 印 印 印 印 印 助左衛門 印

他町持磯之町ニ住居

八百屋

印 印 印 印 印 印 印 印 印 大兵衛 印

右同断 但無建家

八百屋

太兵衛 印

他町持家主買田屋きのハ西大路町ニ住居

代判湊町

和泉屋

印 印 印 印 印 印 印 印 印 印 利兵衛 印

飯田屋

九月

印 印 印 印 印 印 印 印 印 印 治右衛門 印

治右衛門先月病死仕跡同家仲
清兵衛名改治右衛門名前ニ成

其盛住宅 但前印用

針ヶ崎屋

印 印 印 印 印 印 印 印 甚兵衛 印

針ヶ崎屋

甚兵衛 印

町内持 但無建家

海老屋

町内持 但無建家

加左衛門 ⑩
⑨ ⑧ ⑦ ⑥ ⑤ ④ ③ ② ①

海老屋

加左衛門 ⑩

家主平野屋ふち代判嶋上町

今治屋

八月
別印 ⑩ ⑨ ⑧ ⑦ ⑥ ⑤ ④ ③ ② ①
五月
長兵衛 ⑩

宮前町蛤屋ちか買受
名前ニ成他町持代判
宮内町車屋半兵衛

地統ニ有之候同人抱屋鋪迄
一棟ニ願上御聞届被成下候

町内持家主平野屋ふち代判嶋上町

今治屋

五月
⑩ ⑨ ⑧ ⑦ ⑥ ⑤ ④ ③ ② ①
長兵衛 ⑩

右同断

町内持屋鋪地主平野屋ふち代判嶋上町

但無建家

今治屋

八月
別印 ⑩
長兵衛 ⑩

右地面宮前町蛤屋ちか
買受名前ニ成他町持代判
宮内町車屋半兵衛

町内持 但無建家

菓子屋

治郎兵衛 印

油屋

印 印 印 印 印 印 印 印 印 印 印 印 印 印 印 印 印

庄右衛門 印

姫路屋

印 印 印 印 印 印 印 印 印 印 印 印 印 印 印 印 印

藤右衛門 印

町内持

姫路屋

印 印 印 印 印 印 印 印 印 印 印 印 印 印 印 印 印

藤右衛門 印

町内持

菓子屋

印 印 印 印 印 印 印 印 印 印 印 印 印 印 印 印 印

治郎兵衛 印

油屋

印 印 印 印 印 印 印 印 印 印 印 印 印 印 印 印 印

清兵衛 印

貸地主当津福海寺建家主

中村屋

印 印 印 印 印 印 印 印 印 印 印 印 印

仲兵衛

印

右同貸地建家主町内

樽屋

印 印 印 印 印 印 印 印 印 印 印 印 印

清七

印

右同貸地建家主町内

辰巳屋

印 印 印 印 印 印 印 印 印 印 印 印 印

源太郎

印

右同貸地建家主

播磨屋

印 印 印 印 印 印 印 印 印 印 印 印 印

利兵衛

印

右同貸地建家主町内

菓子屋

九月 別印 印 印 印 印 印 印 印 印 印 印 印 印

治郎兵衛

印

右建家逆瀬川町萬屋庄兵衛
買受名前ニ成他町持直判

町中持屋鋪代判町内

姫路屋

吉屋

④
④
④
④
④
④
④
④
④
伊兵衛
④

布屋

④
④
④
④
④
④
④
④
④
利兵衛
④

他町持湊町ニ住居

樽屋

④
④
④
④
④
④
④
④
④
市兵衛
④

家主飯田屋才次郎幼少ニ付代判町内

飯田屋

④^{九月}
④
④
④
④
④
④
④
④
治右衛門
④

代判治右衛門病死仕跡代判
同人梓清兵衛名改治右衛門

他町持松屋町ニ住居

小笠屋

④
④
④
④
④
④
④
④
④
加左衛門
④

樽屋

他町持家主吉尾屋ちよハ塩屋町ニ住居

印 印 印 印 印 印 印 印 印 印 伊 八 印

代判江川町

柿屋

印 印 印 印 印 印 印 印 印 印 嘉 七 印

町内持家主米屋とら代判東柳原町

伝法屋

九月
別印 印 印 印 印 印 印 印 印 印 喜 八 印

代判喜八病死仕跡代判
撰州八部郡長田村仁兵衛

他町持家主打出屋きんハ小広町ニ住居

代判同町

坂本屋

印 印 印 印 印 印 印 印 印 印 清 蔵 印

飯田屋

印 印 印 印 印 印 印 印 印 印 伊 兵 衛 印

木屋

㊦㊧㊨㊩㊪㊫㊬㊭㊮㊯㊰㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺

打出屋

九月
別印 ㊦㊧㊨㊩㊪㊫㊬㊭㊮㊯㊰ 藤 八 ㊱

右家屋鋪宮内町木屋きよへ
質流ニ受取名前ニ成他町持代判
今本在家町後屋文右衛門

吉田屋

㊦㊧㊨㊩㊪㊫㊬㊭㊮㊯㊰ 勘左衛門 ㊱

千本屋

㊦㊧㊨㊩㊪㊫㊬㊭㊮㊯㊰ 久兵衛 ㊱

吉川屋

五月
㊦㊧㊨㊩㊪㊫㊬㊭㊮㊯㊰ 善 七 ㊱

地続ニ有之候同人持屋鋪迄
一棟ニ願上御聞届被成下候

町内持

吉川屋

五月
印 印 印 印 印 印 印 善七 印

右同断

貸地主当津福殿寺建家主

姫路屋

印 印 印 印 印 印 印 印 印 仁左衛門 印

右同貸地建家主町内

吉田屋

印 印 印 印 印 印 印 印 印 勘左衛門 印

右同貸地建家主町中持代判町内

姫路屋

印 印 印 印 印 印 印 印 印 仁左衛門 印

右同貸地建家主町内

飯田屋

印 印 印 印 印 印 印 印 印 伊兵衛 印

右同貸地建家主逆瀬川町ニ住居

萬屋

印 印 印 印 印 印 印 印 印 庄兵衛 印

右同貸地建家主町内

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ ㏀ ㏁ ㏂ ㏃ ㏄ ㏅ ㏆ ㏇ ㏈ ㏉ ㏊ ㏋ ㏌ ㏍ ㏎ ㏏ ㏐ ㏑ ㏒ ㏓ ㏔ ㏕ ㏖ ㏗ ㏘ ㏙ ㏚ ㏛ ㏜ ㏝ ㏞ ㏟ ㏠ ㏡ ㏢ ㏣ ㏤ ㏥ ㏦ ㏧ ㏨ ㏩ ㏪ ㏫ ㏬ ㏭ ㏮ ㏯ ㏰ ㏱ ㏲ ㏳ ㏴ ㏵ ㏶ ㏷ ㏸ ㏹ ㏺ ㏻ ㏼ ㏽ ㏾ ㏿ 㐀 㐁 㐂 㐃 㐄 㐅 㐆 㐇 㐈 㐉 㐊 㐋 㐌 㐍 㐎 㐏 㐐 㐑 㐒 㐓 㐔 㐕 㐖 㐗 㐘 㐙 㐚 㐛 㐜 㐝 㐞 㐟 㐠 㐡 㐢 㐣 㐤 㐥 㐦 㐧 㐨 㐩 㐪 㐫 㐬 㐭 㐮 㐯 㐰 㐱 㐲 㐳 㐴 㐵 㐶 㐷 㐸 㐹 㐺 㐻 㐼 㐽 㐾 㐿 㑀 㑁 㑂 㑃 㑄 㑅 㑆 㑇 㑈 㑉 㑊 㑋 㑌 㑍 㑎 㑏 㑐 㑑 㑒 㑓 㑔 㑕 㑖 㑗 㑘 㑙 㑚 㑛 㑜 㑝 㑞 㑟 㑠 㑡 㑢 㑣 㑤 㑥 㑦 㑧 㑨 㑩 㑪 㑫 㑬 㑭 㑮 㑯 㑰 㑱 㑲 㑳 㑴 㑵 㑶 㑷 㑸 㑹 㑺 㑻 㑼 㑽 㑾 㑿 㒀 㒁 㒂 㒃 㒄 㒅 㒆 㒇 㒈 㒉 㒊 㒋 㒌 㒍 㒎 㒏 㒐 㒑 㒒 㒓 㒔 㒕 㒖 㒗 㒘 㒙 㒚 㒛 㒜 㒝 㒞 㒟 㒠 㒡 㒢 㒣 㒤 㒥 㒦 㒧 㒨 㒩 㒪 㒫 㒬 㒭 㒮 㒯 㒰 㒱 㒲 㒳 㒴 㒵 㒶 㒷 㒸 㒹 㒺 㒻 㒼 㒽 㒾 㒿 㓀 㓁 㓂 㓃 㓄 㓅 㓆 㓇 㓈 㓉 㓊 㓋 㓌 㓍 㓎 㓏 㓐 㓑 㓒 㓓 㓔 㓕 㓖 㓗 㓘 㓙 㓚 㓛 㓜 㓝 㓞 㓟 㓠 㓡 㓢 㓣 㓤 㓥 㓦 㓧 㓨 㓩 㓪 㓫 㓬 㓭 㓮 㓯 㓰 㓱 㓲 㓳 㓴 㓵 㓶 㓷 㓸 㓹 㓺 㓻 㓼 㓽 㓾 㓿 㔀 㔁 㔂 㔃 㔄 㔅 㔆 㔇 㔈 㔉 㔊 㔋 㔌 㔍 㔎 㔏 㔐 㔑 㔒 㔓 㔔 㔕 㔖 㔗 㔘 㔙 㔚 㔛 㔜 㔝 㔞 㔟 㔠 㔡 㔢 㔣 㔤 㔥 㔦 㔧 㔨 㔩 㔪 㔫 㔬 㔭 㔮 㔯 㔰 㔱 㔲 㔳 㔴 㔵 㔶 㔷 㔸 㔹 㔺 㔻 㔼 㔽 㔾 㔿 㕀 㕁 㕂 㕃 㕄 㕅 㕆 㕇 㕈 㕉 㕊 㕋 㕌 㕍 㕎 㕏 㕐 㕑 㕒 㕓 㕔 㕕 㕖 㕗 㕘 㕙 㕚 㕛 㕜 㕝 㕞 㕟 㕠 㕡 㕢 㕣 㕤 㕥 㕦 㕧 㕨 㕩 㕪 㕫 㕬 㕭 㕮 㕯 㕰 㕱 㕲 㕳 㕴 㕵 㕶 㕷 㕸 㕹 㕺 㕻 㕼 㕽 㕾 㕿 㖀 㖁 㖂 㖃 㖄 㖅 㖆 㖇 㖈 㖉 㖊 㖋 㖌 㖍 㖎 㖏 㖐 㖑 㖒 㖓 㖔 㖕 㖖 㖗 㖘 㖙 㖚 㖛 㖜 㖝 㖞 㖟 㖠 㖡 㖢 㖣 㖤 㖥 㖦 㖧 㖨 㖩 㖪 㖫 㖬 㖭 㖮 㖯 㖰 㖱 㖲 㖳 㖴 㖵 㖶 㖷 㖸 㖹 㖺 㖻 㖼 㖽 㖾 㖿 㗀 㗁 㗂 㗃 㗄 㗅 㗆 㗇 㗈 㗉 㗊 㗋 㗌 㗍 㗎 㗏 㗐 㗑 㗒 㗓 㗔 㗕 㗖 㗗 㗘 㗙 㗚 㗛 㗜 㗝 㗞 㗟 㗠 㗡 㗢 㗣 㗤 㗥 㗦 㗧 㗨 㗩 㗪 㗫 㗬 㗭 㗮 㗯 㗰 㗱 㗲 㗳 㗴 㗵 㗶 㗷 㗸 㗹 㗺 㗻 㗼 㗽 㗾 㗿 㘀 㘁 㘂 㘃 㘄 㘅 㘆 㘇 㘈 㘉 㘊 㘋 㘌 㘍 㘎 㘏 㘐 㘑 㘒 㘓 㘔 㘕 㘖 㘗 㘘 㘙 㘚 㘛 㘜 㘝 㘞 㘟 㘠 㘡 㘢 㘣 㘤 㘥 㘦 㘧 㘨 㘩 㘪 㘫 㘬 㘭 㘮 㘯 㘰 㘱 㘲 㘳 㘴 㘵 㘶 㘷 㘸 㘹 㘺 㘻 㘼 㘽 㘾 㘿 㙀 㙁 㙂 㙃 㙄 㙅 㙆 㙇 㙈 㙉 㙊 㙋 㙌 㙍 㙎 㙏 㙐 㙑 㙒 㙓 㙔 㙕 㙖 㙗 㙘 㙙 㙚 㙛 㙜 㙝 㙞 㙟 㙠 㙡 㙢 㙣 㙤 㙥 㙦 㙧 㙨 㙩 㙪 㙫 㙬 㙭 㙮 㙯 㙰 㙱 㙲 㙳 㙴 㙵 㙶 㙷 㙸 㙹 㙺 㙻 㙼 㙽 㙾 㙿 㚀 㚁 㚂 㚃 㚄 㚅 㚆 㚇 㚈 㚉 㚊 㚋 㚌 㚍 㚎 㚏 㚐 㚑 㚒 㚓 㚔 㚕 㚖 㚗 㚘 㚙 㚚 㚛 㚜 㚝 㚞 㚟 㚠 㚡 㚢 㚣 㚤 㚥 㚦 㚧 㚨 㚩 㚪 㚫 㚬 㚭 㚮 㚯 㚰 㚱 㚲 㚳 㚴 㚵 㚶 㚷 㚸 㚹 㚺 㚻 㚼 㚽 㚾 㚿 㜀 㜁 㜂 㜃 㜄 㜅 㜆 㜇 㜈 㜉 㜊 㜋 㜌 㜍 㜎 㜏 㜐 㜑 㜒 㜓 㜔 㜕 㜖 㜗 㜘 㜙 㜚 㜛 㜜 㜝 㜞 㜟 㜠 㜡 㜢 㜣 㜤 㜥 㜦 㜧 㜨 㜩 㜪 㜫 㜬 㜭 㜮 㜯 㜰 㜱 㜲 㜳 㜴 㜵 㜶 㜷 㜸 㜹 㜺 㜻 㜼 㜽 㜾 㜿 㝀 㝁 㝂 㝃 㝄 㝅 㝆 㝇 㝈 㝉 㝊 㝋 㝌 㝍 㝎 㝏 㝐 㝑 㝒 㝓 㝔 㝕 㝖 㝗 㝘 㝙 㝚 㝛 㝜 㝝 㝞 㝟 㝠 㝡 㝢 㝣 㝤 㝥 㝦 㝧 㝨 㝩 㝪 㝫 㝬 㝭 㝮 㝯 㝰 㝱 㝲 㝳 㝴 㝵 㝶 㝷 㝸 㝹 㝺 㝻 㝼 㝽 㝾 㝿 㞀 㞁 㞂 㞃 㞄 㞅 㞆 㞇 㞈 㞉 㞊 㞋 㞌 㞍 㞎 㞏 㞐 㞑 㞒 㞓 㞔 㞕 㞖 㞗 㞘 㞙 㞚 㞛 㞜 㞝 㞞 㞟 㞠 㞡 㞢 㞣 㞤 㞥 㞦 㞧 㞨 㞩 㞪 㞫 㞬 㞭 㞮 㞯 㞰 㞱 㞲 㞳 㞴 㞵 㞶 㞷 㞸 㞹 㞺 㞻 㞼 㞽 㞾 㞿 㟀 㟁 㟂 㟃 㟄 㟅 㟆 㟇 㟈 㟉 㟊 㟋 㟌 㟍 㟎 㟏 㟐 㟑 㟒 㟓 㟔 㟕 㟖 㟗 㟘 㟙 㟚 㟛 㟜 㟝 㟞 㟟 㟠 㟡 㟢 㟣 㟤 㟥 㟦 㟧 㟨 㟩 㟪 㟫 㟬 㟭 㟮 㟯 㟰 㟱 㟲 㟳 㟴 㟵 㟶 㟷 㟸 㟹 㟺 㟻 㟼 㟽 㟾 㟿 㠀 㠁 㠂 㠃 㠄 㠅 㠆 㠇 㠈 㠉 㠊 㠋 㠌 㠍 㠎 㠏 㠐 㠑 㠒 㠓 㠔 㠕 㠖 㠗 㠘 㠙 㠚 㠛 㠜 㠝 㠞 㠟 㠠 㠡 㠢 㠣 㠤 㠥 㠦 㠧 㠨 㠩 㠪 㠫 㠬 㠭 㠮 㠯 㠰 㠱 㠲 㠳 㠴 㠵 㠶 㠷 㠸 㠹 㠺 㠻 㠼 㠽 㠾 㠿 㡀 㡁 㡂 㡃 㡄 㡅 㡆 㡇 㡈 㡉 㡊 㡋 㡌 㡍 㡎 㡏 㡐 㡑 㡒 㡓 㡔 㡕 㡖 㡗 㡘 㡙 㡚 㡛 㡜 㡝 㡞 㡟 㡠 㡡 㡢 㡣 㡤 㡥 㡦 㡧 㡨 㡩 㡪 㡫 㡬 㡭 㡮 㡯 㡰 㡱 㡲 㡳 㡴 㡵 㡶 㡷 㡸 㡹 㡺 㡻 㡼 㡽 㡾 㡿 㢀 㢁 㢂 㢃 㢄 㢅 㢆 㢇 㢈 㢉 㢊 㢋 㢌 㢍 㢎 㢏 㢐 㢑 㢒 㢓 㢔 㢕 㢖 㢗 㢘 㢙 㢚 㢛 㢜 㢝 㢞 㢟 㢠 㢡 㢢 㢣 㢤 㢥 㢦 㢧 㢨 㢩 㢪 㢫 㢬 㢭 㢮 㢯 㢰 㢱 㢲 㢳 㢴 㢵 㢶 㢷 㢸 㢹 㢺 㢻 㢼 㢽 㢾 㢿 㣀 㣁 㣂 㣃 㣄 㣅 㣆 㣇 㣈 㣉 㣊 㣋 㣌 㣍 㣎 㣏 㣐 㣑 㣒 㣓 㣔 㣕 㣖 㣗 㣘 㣙 㣚 㣛 㣜 㣝 㣞 㣟 㣠 㣡 㣢 㣣 㣤 㣥 㣦 㣧 㣨 㣩 㣪 㣫 㣬 㣭 㣮 㣯 㣰 㣱 㣲 㣳 㣴 㣵 㣶 㣷 㣸 㣹 㣺 㣻 㣼 㣽 㣾 㣿 㤀 㤁 㤂 㤃 㤄 㤅 㤆 㤇 㤈 㤉 㤊 㤋 㤌 㤍 㤎 㤏 㤐 㤑 㤒 㤓 㤔 㤕 㤖 㤗 㤘 㤙 㤚 㤛 㤜 㤝 㤞 㤟 㤠 㤡 㤢 㤣 㤤 㤥 㤦 㤧 㤨 㤩 㤪 㤫 㤬 㤭 㤮 㤯 㤰 㤱 㤲 㤳 㤴 㤵 㤶 㤷 㤸 㤹 㤺 㤻 㤼 㤽 㤾 㤿 㥀 㥁 㥂 㥃 㥄 㥅 㥆 㥇 㥈 㥉 㥊 㥋 㥌 㥍 㥎 㥏 㥐 㥑 㥒 㥓 㥔 㥕 㥖 㥗 㥘 㥙 㥚 㥛 㥜 㥝 㥞 㥟 㥠 㥡 㥢 㥣 㥤 㥥 㥦 㥧 㥨 㥩 㥪 㥫 㥬 㥭 㥮 㥯 㥰 㥱 㥲 㥳 㥴 㥵 㥶 㥷 㥸 㥹 㥺 㥻 㥼 㥽 㥾 㥿 㦀 㦁 㦂 㦃 㦄 㦅 㦆 㦇 㦈 㦉 㦊 㦋 㦌 㦍 㦎 㦏 㦐 㦑 㦒 㦓 㦔 㦕 㦖 㦗 㦘 㦙 㦚 㦛 㦜 㦝 㦞 㦟 㦠 㦡 㦢 㦣 㦤 㦥 㦦 㦧 㦨 㦩 㦪 㦫 㦬 㦭 㦮 㦯 㦰 㦱 㦲 㦳 㦴 㦵 㦶 㦷 㦸 㦹 㦺 㦻 㦼 㦽 㦾 㦿 㧀 㧁 㧂 㧃 㧄 㧅 㧆 㧇 㧈 㧉 㧊 㧋 㧌 㧍 㧎 㧏 㧐 㧑 㧒 㧓 㧔 㧕 㧖 㧗 㧘 㧙 㧚 㧛 㧜 㧝 㧞 㧟 㧠 㧡 㧢 㧣 㧤 㧥 㧦 㧧 㧨 㧩 㧪 㧫 㧬 㧭 㧮 㧯 㧰 㧱 㧲 㧳 㧴 㧵 㧶 㧷 㧸 㧹 㧺 㧻 㧼 㧽 㧾 㧿 㨀 㨁 㨂 㨃 㨄 㨅 㨆 㨇 㨈 㨉 㨊 㨋 㨌 㨍 㨎 㨏 㨐 㨑 㨒 㨓 㨔 㨕 㨖 㨗 㨘 㨙 㨚 㨛 㨜 㨝 㨞 㨟 㨠 㨡 㨢 㨣 㨤 㨥 㨦 㨧 㨨 㨩 㨪 㨫 㨬 㨭 㨮 㨯 㨰 㨱 㨲 㨳 㨴 㨵 㨶 㨷 㨸 㨹 㨺 㨻 㨼 㨽 㨾 㨿 㩀 㩁 㩂 㩃 㩄 㩅 㩆 㩇 㩈 㩉 㩊 㩋 㩌 㩍 㩎 㩏 㩐 㩑 㩒 㩓 㩔 㩕 㩖 㩗 㩘 㩙 㩚 㩛 㩜 㩝 㩞 㩟 㩠 㩡 㩢 㩣 㩤 㩥 㩦 㩧 㩨 㩩 㩪 㩫 㩬 㩭 㩮 㩯 㩰 㩱 㩲 㩳 㩴 㩵 㩶 㩷 㩸 㩹 㩺 㩻 㩼 㩽 㩾 㩿 㪀 㪁 㪂 㪃 㪄 㪅 㪆 㪇 㪈 㪉 㪊 㪋 㪌 㪍 㪎 㪏 㪐 㪑 㪒 㪓 㪔 㪕 㪖 㪗 㪘 㪙 㪚 㪛 㪜 㪝 㪞 㪟 㪠 㪡 㪢 㪣 㪤 㪥 㪦 㪧 㪨 㪩 㪪 㪫 㪬 㪭 㪮 㪯 㪰 㪱 㪲 㪳 㪴 㪵 㪶 㪷 㪸 㪹 㪺 㪻 㪼 㪽 㪾 㪿 㫀 㫁 㫂 㫃 㫄 㫅 㫆 㫇 㫈 㫉 㫊 㫋 㫌 㫍 㫎 㫏 㫐 㫑 㫒 㫓 㫔 㫕 㫖 㫗 㫘 㫙 㫚 㫛 㫜 㫝 㫞 㫟 㫠 㫡 㫢 㫣 㫤 㫥 㫦 㫧 㫨 㫩 㫪 㫫 㫬 㫭 㫮 㫯 㫰 㫱 㫲 㫳 㫴 㫵 㫶 㫷 㫸 㫹 㫺 㫻 㫼 㫽 㫾 㫿 㬀 㬁 㬂 㬃 㬄 㬅 㬆 㬇 㬈 㬉 㬊 㬋 㬌 㬍 㬎 㬏 㬐 㬑 㬒 㬓 㬔 㬕 㬖 㬗 㬘 㬙 㬚 㬛 㬜 㬝 㬞 㬟 㬠 㬡 㬢 㬣 㬤 㬥 㬦 㬧 㬨 㬩 㬪 㬫 㬬 㬭 㬮 㬯 㬰 㬱 㬲 㬳 㬴 㬵 㬶 㬷 㬸 㬹 㬺 㬻 㬼 㬽 㬾 㬿 㭀 㭁 㭂 㭃 㭄 㭅 㭆 㭇 㭈 㭉 㭊 㭋 㭌 㭍 㭎 㭏 㭐 㭑 㭒 㭓 㭔 㭕 㭖 㭗 㭘 㭙 㭚 㭛 㭜 㭝 㭞 㭟 㭠 㭡 㭢 㭣 㭤 㭥 㭦 㭧 㭨 㭩 㭪 㭫 㭬 㭭 㭮 㭯 㭰 㭱 㭲 㭳 㭴 㭵 㭶 㭷 㭸 㭹 㭺 㭻 㭼 㭽 㭾 㭿 㮀 㮁 㮂 㮃 㮄 㮅 㮆 㮇 㮈 㮉 㮊 㮋 㮌 㮍 㮎 㮏 㮐 㮑 㮒 㮓 㮔 㮕 㮖 㮗 㮘 㮙 㮚 㮛 㮜 㮝 㮞 㮟 㮠 㮡 㮢 㮣 㮤 㮥 㮦 㮧 㮨 㮩 㮪 㮫 㮬 㮭 㮮 㮯 㮰 㮱 㮲 㮳 㮴 㮵 㮶 㮷 㮸 㮹 㮺 㮻 㮼 㮽 㮾 㮿 㯀 㯁 㯂 㯃 㯄 㯅 㯆 㯇 㯈 㯉 㯊 㯋 㯌 㯍 㯎 㯏 㯐 㯑 㯒 㯓 㯔 㯕 㯖 㯗 㯘 㯙 㯚 㯛 㯜 㯝 㯞 㯟 㯠 㯡 㯢 㯣 㯤 㯥 㯦 㯧 㯨 㯩 㯪 㯫 㯬 㯭 㯮 㯯 㯰 㯱 㯲 㯳 㯴 㯵 㯶 㯷 㯸 㯹 㯺 㯻 㯼 㯽 㯾 㯿 㰀 㰁 㰂 㰃 㰄 㰅 㰆 㰇 㰈 㰉 㰊 㰋 㰌 㰍 㰎 㰏 㰐 㰑 㰒 㰓 㰔 㰕 㰖 㰗 㰘 㰙 㰚 㰛 㰜 㰝 㰞 㰟 㰠 㰡 㰢 㰣 㰤 㰥 㰦 㰧 㰨 㰩 㰪 㰫 㰬 㰭 㰮 㰯 㰰 㰱 㰲 㰳 㰴 㰵 㰶 㰷 㰸 㰹 㰺 㰻 㰼 㰽 㰾 㰿 㱀 㱁 㱂 㱃 㱄 㱅 㱆 㱇 㱈 㱉 㱊 㱋 㱌 㱍 㱎 㱏 㱐 㱑 㱒 㱓 㱔 㱕 㱖 㱗 㱘 㱙 㱚 㱛 㱜 㱝 㱞 㱟 㱠 㱡 㱢 㱣 㱤 㱥 㱦 㱧 㱨 㱩 㱪 㱫 㱬 㱭 㱮 㱯 㱰 㱱 㱲 㱳 㱴 㱵 㱶 㱷 㱸 㱹 㱺 㱻 㱼 㱽 㱾 㱿 㲀 㲁 㲂 㲃 㲄 㲅 㲆 㲇 㲈 㲉 㲊 㲋 㲌 㲍 㲎 㲏 㲐 㲑 㲒 㲓 㲔 㲕 㲖 㲗 㲘 㲙 㲚 㲛 㲜 㲝 㲞 㲟 㲠 㲡 㲢 㲣 㲤 㲥 㲦 㲧 㲨 㲩 㲪 㲫 㲬 㲭 㲮 㲯 㲰 㲱 㲲 㲳 㲴 㲵 㲶 㲷 㲸 㲹 㲺 㲻 㲼 㲽 㲾 㲿 㳀 㳁 㳂 㳃 㳄 㳅 㳆 㳇 㳈 㳉 㳊 㳋 㳌 㳍 㳎 㳏 㳐 㳑 㳒 㳓 㳔 㳕 㳖 㳗 㳘 㳙 㳚 㳛 㳜 㳝 㳞 㳟 㳠 㳡 㳢 㳣 㳤 㳥 㳦 㳧 㳨 㳩 㳪 㳫 㳬 㳭 㳮 㳯 㳰 㳱 㳲 㳳 㳴 㳵 㳶 㳷 㳸 㳹 㳺 㳻 㳼 㳽 㳾 㳿 㴀 㴁 㴂 㴃 㴄 㴅 㴆 㴇 㴈 㴉 㴊 㴋 㴌 㴍 㴎 㴏 㴐 㴑 㴒 㴓 㴔 㴕 㴖 㴗 㴘 㴙 㴚 㴛 㴜 㴝 㴞 㴟 㴠 㴡 㴢 㴣 㴤 㴥 㴦 㴧 㴨 㴩 㴪 㴫 㴬 㴭 㴮 㴯 㴰 㴱 㴲 㴳 㴴 㴵 㴶 㴷 㴸 㴹 㴺 㴻 㴼 㴽 㴾 㴿 㵀 㵁 㵂 㵃 㵄 㵅 㵆 㵇 㵈 㵉 㵊 㵋 㵌 㵍 㵎 㵏 㵐 㵑 㵒 㵓 㵔 㵕 㵖 㵗 㵘 㵙 㵚 㵛 㵜 㵝 㵞 㵟 㵠 㵡 㵢 㵣 㵤 㵥 㵦 㵧 㵨 㵩 㵪 㵫 㵬 㵭 㵮 㵯 㵰 㵱 㵲 㵳 㵴 㵵 㵶 㵷 㵸 㵹 㵺 㵻 㵼 㵽 㵾 㵿 㶀 㶁 㶂 㶃 㶄 㶅 㶆 㶇 㶈 㶉 㶊 㶋 㶌 㶍 㶎 㶏 㶐 㶑 㶒 㶓 㶔 㶕 㶖 㶗 㶘 㶙 㶚 㶛 㶜 㶝 㶞 㶟 㶠 㶡 㶢 㶣 㶤 㶥 㶦 㶧 㶨 㶩 㶪 㶫 㶬 㶭 㶮 㶯 㶰 㶱 㶲 㶳 㶴 㶵 㶶 㶷 㶸 㶹 㶺 㶻 㶼 㶽 㶾 㶿 㷀 㷁 㷂 㷃 㷄 㷅 㷆 㷇 㷈 㷉 㷊 㷋 㷌 㷍 㷎 㷏 㷐 㷑 㷒 㷓 㷔 㷕 㷖 㷗 㷘 㷙 㷚 㷛 㷜 㷝 㷞 㷟 㷠 㷡 㷢 㷣 㷤 㷥 㷦 㷧 㷨 㷩 㷪 㷫 㷬 㷭 㷮 㷯 㷰 㷱 㷲 㷳 㷴 㷵 㷶 㷷 㷸 㷹 㷺 㷻 㷼 㷽 㷾 㷿 㸀 㸁 㸂 㸃 㸄 㸅 㸆 㸇 㸈 㸉 㸊 㸋 㸌 㸍 㸎 㸏 㸐 㸑 㸒 㸓 㸔 㸕 㸖 㸗 㸘 㸙 㸚 㸛 㸜 㸝 㸞 㸟 㸠 㸡 㸢 㸣 㸤 㸥 㸦 㸧 㸨 㸩 㸪 㸫 㸬 㸭 㸮 㸯 㸰 㸱 㸲 㸳 㸴 㸵 㸶 㸷 㸸 㸹 㸺 㸻 㸼 㸽 㸾 㸿 㹀 㹁 㹂 㹃 㹄 㹅 㹆 㹇 㹈 㹉 㹊 㹋 㹌 㹍 㹎 㹏 㹐 㹑 㹒 㹓 㹔 㹕 㹖 㹗 㹘 㹙 㹚 㹛 㹜 㹝 㹞 㹟 㹠 㹡 㹢 㹣 㹤 㹥 㹦 㹧 㹨 㹩 㹪 㹫 㹬 㹭 㹮 㹯 㹰 㹱 㹲 㹳 㹴 㹵 㹶 㹷 㹸 㹹 㹺 㹻 㹼 㹽 㹾 㹿 㺀 㺁 㺂 㺃 㺄 㺅 㺆 㺇 㺈 㺉 㺊 㺋 㺌 㺍 㺎 㺏 㺐 㺑 㺒 㺓 㺔 㺕 㺖 㺗 㺘 㺙 㺚 㺛 㺜 㺝 㺞 㺟 㺠 㺡 㺢 㺣 㺤 㺥 㺦 㺧 㺨 㺩 㺪 㺫 㺬 㺭 㺮 㺯 㺰 㺱 㺲 㺳 㺴 㺵 㺶 㺷 㺸 㺹 㺺 㺻 㺼 㺽 㺾 㺿 㻀 㻁 㻂 㻃 㻄 㻅 㻆 㻇 㻈 㻉 㻊 㻋 㻌 㻍 㻎 㻏 㻐 㻑 㻒 㻓 㻔 㻕 㻖 㻗 㻘 㻙 㻚 㻛 㻜 㻝 㻞 㻟 㻠 㻡 㻢 㻣 㻤 㻥 㻦 㻧 㻨 㻩 㻪 㻫 㻬 㻭 㻮 㻯 㻰 㻱 㻲 㻳 㻴 㻵 㻶 㻷 㻸 㻹 㻺 㻻 㻼 㻽 㻾 㻿 㼀 㼁 㼂 㼃 㼄 㼅 㼆 㼇 㼈 㼉 㼊 㼋 㼌 㼍 㼎 㼏 㼐 㼑 㼒 㼓 㼔 㼕 㼖 㼗 㼘 㼙 㼚 㼛 㼜 㼝 㼞 㼟 㼠 㼡 㼢 㼣 㼤 㼥 㼦 㼧 㼨 㼩 㼪 㼫 㼬 㼭 㼮 㼯 㼰 㼱 㼲 㼳 㼴 㼵 㼶 㼷 㼸 㼹 㼺 㼻 㼼 㼽 㼾 㼿 㽀 㽁 㽂 㽃 㽄 㽅 㽆 㽇 㽈 㽉 㽊 㽋 㽌 㽍 㽎 㽏 㽐 㽑 㽒 㽓 㽔 㽕 㽖 㽗 㽘 㽙 㽚 㽛 㽜 㽝 㽞 㽟 㽠 㽡 㽢 㽣 㽤 㽥 㽦 㽧 㽨 㽩 㽪 㽫 㽬 㽭 㽮 㽯 㽰 㽱 㽲 㽳 㽴 㽵 㽶 㽷 㽸 㽹 㽺 㽻 㽼 㽽 㽾 㽿 㿀 㿁 㿂 㿃 㿄 㿅 㿆 㿇 㿈 㿉 㿊 㿋 㿌 㿍 㿎 㿏 㿐 㿑 㿒 㿓 㿔 㿕 㿖 㿗 㿘 㿙 㿚 㿛 㿜 㿝 㿞 㿟 㿠 㿡 㿢 㿣 㿤 㿥 㿦 㿧 㿨 㿩 㿪 㿫 㿬 㿭 㿮 㿯 㿰 㿱 㿲 㿳 㿴 㿵 㿶 㿷 㿸 㿹 㿺 㿻 㿼 㿽 㿾 㿿 㠀 㠁 㠂 㠃 㠄 㠅 㠆 㠇 㠈 㠉 㠊

右同貸地建家主東柳原町ニ住居

古屋

別印^{八月}別印^{八月}印^{八月}印^{八月}印^{八月}印^{八月}印^{八月}印^{八月}印^{八月}印^{八月}五郎兵衛 印

右建家北仲町塩屋六兵衛
買受名前ニ成他町持直判

右同貸地建家主右同断

古屋

別印^{八月}別印^{八月}印^{八月}印^{八月}印^{八月}印^{八月}印^{八月}印^{八月}印^{八月}印^{八月}五郎兵衛 印

右同断

右同貸地建家主

山田屋

九月
別印^{九月}印^{九月}印^{九月}印^{九月}印^{九月}印^{九月}印^{九月}印^{九月}印^{九月}印^{九月}藤兵衛 印

藤兵衛先月病死仕跡同家俸
秀太郎名改半七名前ニ成其仮住宅

右同貸地建家主

虎屋

印^{九月}印^{九月}印^{九月}印^{九月}印^{九月}印^{九月}印^{九月}印^{九月}印^{九月}印^{九月}惣七 印

右同貸地建家主町内

布屋

印^{九月}印^{九月}印^{九月}印^{九月}印^{九月}印^{九月}印^{九月}印^{九月}印^{九月}印^{九月}利兵衛 印

右同貸地建家主西宮内町ニ住居

瓜屋

印^{九月}印^{九月}印^{九月}印^{九月}印^{九月}印^{九月}印^{九月}印^{九月}印^{九月}印^{九月}忠左衛門 印

右同貸地建家主町内

西本屋

印^{九月}印^{九月}印^{九月}印^{九月}印^{九月}印^{九月}印^{九月}印^{九月}印^{九月}印^{九月}利兵衛 印

右同貸地建家主

灘屋
市次郎

右同貸地建家主

西本屋

利兵衛

右同貸地建家主吉川屋くめ代判町内

総屋

伊兵衛

右同貸地建家主

角屋

橘兵衛

右同貸地建家主町内

灘屋

市次郎

貸地主町内長濱屋儀助建家主切戸町ニ住居

讚岐屋

善右衛門

町内持 但無建家

長濱屋

儀助

長濱屋

儀助

貸地主鍋屋勘右衛門ハ細辻子町ニ住居

代判町内

右同貸地建家主

箔屋
武助
樽屋

右同貸地建家主

庄五郎
龜屋
庄五郎

他町持佐比江新地ニ住居

座古屋
弥三兵衛
庄五郎

瓦屋

源兵衛
九月
源兵衛先月病死仕跡同家粹
伊三郎改源兵衛名前ニ成
其仮住宅 但前印用

和田屋

増右衛門

和田屋

伝兵衛

會所屋鋪家守

町代

卯兵衛

家数合九拾四軒 但去年より三軒減

外ニ屋鋪地六ヶ所

内

貳拾八軒者 家主貳拾八人住宅内女貳人

八軒者 町内持

五拾八軒者 他町持

家持之妻子九拾三人 内男四拾人 女五拾三人

借地借家之者三百九拾三人 内男百八拾八人 女貳百五人

下人三人

人数合五百拾七人 内男貳百五拾七人 女貳百六拾人

但去年より四拾六人減 内男三拾五人 女拾零人

天保八丁酉年九月廿九日

五人組頭 座古屋

御奉行所

伊兵衛 ㊤

同 吉川屋

善七 ㊤

同 姫路屋

仁左衛門 ㊤

年寄 菓子屋

治郎兵衛 ㊤

注

(1) ギメとギメ東洋美術館に関する記述は、尾本圭子「ギメとレガメーの日本旅行(一八七六年)」(『ジャポニスムの時代——一九世紀後半の日本とフランス』紀伊国屋書店、一九八三年七月発行、所収)、同「ギメ東洋美術館とエミール・ギメ」(『Cahiers des études françaises』No. 9、一九八〇年十一月刊、ふらんす手帖編集部編)に全面的に依った。また、以下に紹介する史料閲覧に際しては、ギメ東洋美術館学芸員の尾本圭子氏の多大な御助力を頂いた。記して感謝の意を表します。

(2) 大野瑞男「元禄期における幕府財政」(『東洋大学大学院紀要』第二十二集所収)

- (3) 善積美恵子「手伝普請一覧表」(『学習院大学文学部研究年報』15所収)
- (4) 大野瑞男「享保改革期の幕府勘定所史料 大河内家記録」(『史学雑誌』第八十卷一号)
- (5) 倉地克直「『勅化制』をめぐって」(京都大学近世史研究会編『論集近世史研究』一九七六年十一月刊、所収)
- (6) 『大岡越前守忠相日記』上巻(三一書房、一九七二年刊)
- (7) 『兵庫県史』第五巻、付図11(一九八一年刊)
- (8) 広岡俊二「江戸幕府の経済政策と兵庫津」(横田健一先生古稀記念会『文化史論叢』下巻、創元社、一九八七年刊、所収)

(史学科 助教授)